

徘徊高齢者のための
岩内・古宇郡管内
SOSネットワーク
のご案内



地域に住む人・働く人が手をつなぎ、
誰もが安心して住める街へ

このネットワークは認知症高齢者が徘徊で行方不明になったときに、できるだけ早く発見・保護に協力する仕組みです。役場、警察署、地域包括支援センター、公共機関、交通機関などが一緒に取り組んでいます。

徘徊はい かいってどのようなこと？

認知症の症状の一つで、外出して途中で自分がどこにいるのか、家がどこなのかわからず道に迷ってしまうことです。周囲からは、目的なく歩き回っているようにみえても、本人にとっては、「自分がどこにいるかわからない」、「誰に尋ねたらよいかかわからない」などの不安な思いを抱えて歩いているのかもしれない。

脱水による衰弱、交通事故、転倒による骨折など、生命に関わる危険もあります。

SOSネットワークについて

Q. どのような仕組みでしょうか？

A. ご家族などの連絡により、警察署から役場を経てご本人の徘徊の情報が発見協力機関に伝わり、通常業務の中で発見・保護に協力する仕組みです。警察署への「一時的所在不明届」と同時に利用します。事前登録をおすすめしています。

Q. 利用できる人はどんな人でしょうか？

A. 岩内・古宇郡管内の「65歳以上で認知症などにより徘徊で行方不明になる可能性のある方」、「40歳以上で初老期における認知症などにより徘徊で行方不明になる可能性のある方」です。

Q. 事前登録するには？

A. 万が一の行方不明に備え、早期発見に必要な情報や写真をご家族などの同意のもと、登録します。ご家族などが役場か地域包括支援センターで手続きをします。その際、①印鑑②写真をお持ちください。登録が完了すると、役場から登録番号が記載された「事前登録確認書」と、「発見協力依頼書」の用紙が届きます。

Q. 徘徊して行方不明になった時はどうしたらよいのでしょうか？

A. ・警察署に出向く場合。

警察署に「一時的所在不明届」と「発見協力依頼書」をご提出ください。

・電話の場合

警察署の電話番号0135-62-0110に連絡してください。その際「事前登録確認書」をお手元に準備し、①ご本人の登録番号②名前③性別④年齢⑤いなくなったときの状況などを警察官の質問にそってお答えください。

Q. 事前登録をしましたが本人の状況が変わり、徘徊することがなくなったときは？

A. 役場か地域包括支援センターに「登録廃止届」をご提出ください。

Q. 個人情報が心配です。

A. 目的以外の使用はしません。個人情報保護法に基づいて適切に管理いたします。事前登録の情報は役場・警察署・地域包括支援センターで管理します。徘徊発生時当日の情報は発見協力機関にFAXにて送信します。

岩内・古宇郡管内 SOSネットワークフローチャート

事前登録

持ち物

- ・印鑑（申込者）
- ・写真（ご本人の顔がよくわかる最近のもの）
大きさはスナップ写真程度
- ・緊急連絡先などわかるもの

手続き先



町村役場 福祉担当課
又は地域包括支援センター

事前登録の情報は

- ・各町村福祉担当課
- ・岩内警察署
又は各駐在所
- ・地域包括支援センターで
保管します

行方不明時

「いない」と気がついたら



ご家族

岩内警察署
へ連絡



62-0110

町村役場福祉担当課、
地域包括支援
センターへ
連絡



協力機関へ協力要請
（公共機関・交通機関など）

搜索活動は行いませんが、日常業務の中で徘徊している人を発見した場合は岩内警察署に連絡します。

「認知症」はどんな病気？

脳の働きが低下するために、一度獲得された知的機能（記憶、認識など）が低下し日常生活に支障が出てくる病気です。単なる物忘れとは違います。

代表的なものとして、「アルツハイマー型認知症」、「脳血管性認知症」があります。



ご家族の元へ

発見した機関が
岩内警察署へ
連絡



ご本人発見！

はいはい高齢者の特徴や事前にできる事故防止

徘徊している可能性がある人は…

- 落ち着きなくうろうろしている
- 季節に合っていない服を着ている
- 靴を履いていない、またはちぐはぐ



徘徊している人を見つけたら…

- まず、やさしく声をかけましょう。
- 自宅などの連絡先を書いた物を持ったりつけたりしている場合は自宅へ、わからない場合は警察へお電話ください。



休憩や飲み物などをすすめましょう。

ご家族へのお願い

徘徊の心配が出てきたら、名前、連絡先を衣類や靴の内側などに書いておきましょう。

事前登録先、相談窓口

名 称	連 絡 先
共和町 地域包括支援センター	共和町南幌似38番地2 共和町役場内 TEL 73-2011